

一般財団法人国際法学会評議員会運営規程

2012年11月11日臨時評議員会で決定

(目的)

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定める。

(役員等の出席)

第2条 代表理事及び代表理事に事故あるときの職務を代行する業務執行理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。

2 評議員会の議長は、代表理事又は代表理事に事故あるときの職務を代行する業務執行理事の求めに応じて、その求める者の出席を認めることができる。

3 評議員会は、前2項に定める出席者の退席を求めることができ、また、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求めることができる。

(欠席)

第3条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(出席状況の報告)

第4条 議長は、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

(議題の審議順序)

第5条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(採決)

第6条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、審議を終了させ採決しなければならない。

2 議長は、各議案ごとに採決しなければならない。この場合、理事又は監事を選任する議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(閉 会)

第 7 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 8 条 定款第 25 条により作成した議事録は、この法人の事務所に 10 年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第 9 条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

2 議長は、前項の報告を、この法人の代表理事をして行わせることができる。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人国際法学会の設立登記の日から施行する。